

一 般 仕 様 書

(適用)

第1条 この仕様書は、和歌川終末処理場防災設備点検業務委託（以下「委託業務」という。）を行うものに適用する。

(目的)

第2条 この委託業務は、防災設備等の機能維持を図るために、当該機器の点検調整を行い、あわせて劣化及び磨耗等について技術的評価を行うものである。

(法令等の遵守)

第3条 受託者は、点検作業にあたり関係する法令、条例、規則（以下「関係法令等」という。）を遵守し合法的に行うものとする。

2 受託者は、消防設備士、電気工事士、その他資格等（資格、検定、認定等）を必要とする作業は、当該資格等を有するものに行わせるものとする。

3 「関係法令等」とは、河川法、計量法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、下水道法、騒音規制法、電気事業法、電波法、電気通信事業法、道路交通法、道路法、労働安全衛生法、労働基準法、その他関係する法令、条例及び規則をいう。

(基本事項)

第4条 この委託業務は、契約書、一般仕様書、特記仕様書及び添付図書に基づいて行う。

2 特記仕様書及び添付図書に記載された事項は、一般仕様書に優先する。

3 一般仕様書、特記仕様書及び添付図書に明示されていない事項であっても、点検業務の性格上、当然必要なものは施工する。

4 仕様書等に疑義がある場合は、双方の協議によってこれを決定する。

(用語)

第5条 点検とは、機器の機能及び劣化の状態を調べることをいい、機器の機能に異常又は劣化がある場合は、必要により対応措置を判断することを含む。

2 調整とは、機器の状態を指定された性能、仕様等に適合するように整えることをいう。

3 技術的評価とは、機器の劣化や磨耗等について状況を評価し、機器の機能維持に必要な措置や機器の寿命等を判断することをいう。

(市係員)

第6条 市係員は、この一般仕様書に定めるもののほか、必要に応じ業務の履行に立会い、受託者に対し指示等を行うことができる。

(提出書類)

第7条 受託者は、契約後すみやかに、着手届、現場代理人届出書、経歴書、資格等

の写し、工程表を市係員に提出する。

2 受託者は点検終了後、完了届、報告書、作業写真を提出する。ただし、点検内容により市係員が別途、他の書類の提出を求めることができる。

(安全管理)

第8条 受託者は、点検作業にあたり、関係法令等を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努める。

2 受託者は、点検作業にあたり、酸素欠乏危険箇所及び薬液等の漏洩が予想される箇所、高所、地下並びに道路上での作業、その他、特に危険が予想される箇所では事故防止に努める。

3 受託者は、火気を使用する場合、十分な防火措置を講じる。

(作業時間)

第9条 点検作業の作業時間は市の規定に従う。ただし、時間外作業を行う場合は事前に係員に承認を得るものとする。

(点検用工器具等)

第10条 点検用工器具及び作業用消耗品は、原則として受託者が用意する。

(改修交換用品等)

第11条 改修交換用品等は、原則として受託者が用意する。

(点検作業用電力及び点検作業用水)

第12条 点検作業用電力及び点検作業用水は、原則として施設にあるものを使用する。

(工程等の打合せ)

第13条 受託者は、市係員と工程等について事前に打合せをする。

(作業立会い)

第14条 受託者は、原則として市係員又は当施設係員の立会いのもと点検作業を行う。

2 受託者は、自家用電気工作物の負荷設備となる部分を点検、改修、工事を行うときには、当施設の自家用電気工作物保安規程を遵守し、当電気主任技術者の監督及び指導のもと実施すること。

特記仕様書

(目的)

第1条 この仕様書は、和歌川終末処理場防災設備点検業務委託を円滑適正に行うため、その業務要領を定めることを目的とするものである。

(業務の履行)

第2条 受託者は、消防用設備の機能を十分に達成できるよう、契約書、仕様書、その他関係書類（現場説明を含む。）に基づき、委託者係員（以下「係員」という。）の指示に従い、能率的、経済的、かつ完全に業務を履行しなければならない。

(業務場所の所在地及び名称)

第3条 (施設名称) (所在地)

1 和歌川終末処理場 和歌山市塩屋5丁目3番41

(点検業務の内容)

第4条

1 点検業務内容

- (1) 消防法による、総合点検（年1回）、外観点検及び機能点検（6か月点検）
- (2) 消防署等の所定の様式による、報告書及び届出書の作成
- (3) 点検整備業務写真、不良内容報告書の作成
- (4) 建築基準法による非常用照明の確認（年1回）
- (5) 点検時において係員の指示による、不具合の改修と軽微な修繕
- (6) 点検時において係員の指示による、不良箇所の調査及び見積書の作成
- (7) 契約期間中もしくは完了後一年以内に、この委託業務に基づく故障が生じたときは、係員の指示にしたがい速やかに無償にて補修又は取り替えを行うものとする。

(設備概要)

第5条

1 和歌川終末処理場

(1) 自動火災報知設備

箇所	品名・仕様		数量
管理本館	受信機	40回線	1台
	感知器	差動式スポット型	30個
		定温式スポット型	10個
		光電式スポット型	33個
	発信機	P型1級	5個
非常電源		1式	
旧管理事務所	受信機	3L/5L	1台
	感知器	差動式スポット型	36個

		定温式スポット型	2個
		光電式スポット型	11個
	発信器	P型2級	2台
	非常電源	DC12V 0.6Ah	1式
和歌浦系ポンプ棟	複合受信機	9L/15L	1式
	感知器	差動式スポット型	47個
		定温式スポット型	10個
		イオン化式スポット型	3個
		光電式スポット型	41個
	発信器	P型1級	5台
非常電源	DC24V 3.5Ah	1式	
脱水機棟	受信機	9L/15L	1台
	感知器	差動式スポット型	35個
		定温式スポット型	1個
		光電式スポット型	2個
		差動分布型	5個
	発信器	P型1級	5台
非常電源	DC24V 0.45Ah	1式	
焼却炉棟	複合受信機	6L/8L	1台
	感知器	差動式スポット型	48個
		定温式スポット型	5個
		光電式スポット型	5個
	発信器	P型1級	3台
非常電源	DC24V 1.65Ah	1式	

(2) 屋内消火設備

箇所	品名・仕様		数量
管理本館	加圧送水装置	50φ 250L/min 60m 5.5kW	1台
	呼水槽	100L	1槽
	消火栓箱		3基
	起動装置		3台
旧管理事務所	加圧送水装置	40φ×150L/min×50m×3.7kW	1台
	呼水槽	100L	1槽
	1号消火栓箱	起動装置あり	2基

(3) 誘導灯設備

箇所	品名・仕様	数量
管理本館	避難口C級	12台
	通路C級	5台
曝気槽	避難口C級	9台
	通路C級	12台
和歌浦系ポンプ棟	避難口B級	7台
	避難口C級	1台
電路	避難口C級	4台
	通路C級	2台
特高受電棟	避難口C級	3台
	通路C級	1台

(4) 非常警報設備及び器具

機器名	品名・仕様	数量
非常放送設備	ラック式自立型 19L/20L	1台
非常用電源	DC24V 6.0AH×2	1式
スピーカ		89台

(5) 防排煙設備

箇所	品名・仕様	数量	
管理本館	手動開閉装置	排煙口	5台
	自動閉鎖装置	防火戸	6台
		防火シャッター	2台
		防火ダンパー	3台
		排煙口	5台
和歌浦系ポンプ棟	連動制御器	複合盤 4L/5L	1台
	自動起動装置	感知器	12台
	自動開錠装置	防火戸1台、防火シャッター3台、 防火ダンパー3台	7台
焼却炉棟	連動制御器	複合盤 2L/2L	1台
	自動起動装置	感知器	2台
	自動開錠装置	防火戸	2台

(6) ハロゲン化物消火設備

箇所	品名・仕様		数量
管理本館	消火薬剤貯蔵容器	68L 50kg	5本
	起動用ガス容器	1L 0.65kg	1本
	選択弁	ガス圧式	1台
	制御装置	壁掛型	1面
	手動起動装置		1台
	警報装置	スピーカー	1台
	放出表示灯		4台
	電源装置	DC24V 30Ah	1式
和歌浦系ポンプ棟	消火薬剤貯蔵容器	68L 50kg	9本
		24L 17kg	1本
	起動用ガス容器	2L 1.0kg	2本
	選択弁	ガス圧式	2台
	制御装置	壁掛型	1面
	手動起動装置		3台
	警報装置	スピーカー	3台
	放出表示灯		4台
電源装置	DC24V 36Ah×2	1式	

(7) 消火器具

仕様	数量
ABC粉末10型	78本
ABC粉末20型	20本
ABC粉末50型	2本
ABC粉末100型	1本
二酸化炭素5型	3本

(整備業務)

第6条

1 整備内容

(1) 当初の整備予定はありません。

(資格等注意事項)

第7条 消防法(昭和23年法律第186号)及び消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)に規定する消防用設備等の法定保守点検を行うのに必要な資格を有するすべての者を直接雇用しており、次の(1)から(6)までの資格を有した者を履行場所に配置でき

ること。ただし、複数の資格を有する者を配置することは妨げない。

(1) 消防設備士甲種又は乙種第1類、又は消防設備点検資格者第1種

(2) 消防設備士甲種又は乙種第3類、又は消防設備点検資格者第1種

(3) 消防設備士甲種又は乙種第4類、又は消防設備点検資格者第2種

(4) 消防設備士乙種第6類、又は消防設備点検資格者第1種

(5) 消防設備士甲種又は乙種第4類又は乙種第7類、又は消防設備点検資格者第2種

(6) 電気工事士免状又は電気主任技術者免状を併せ持つ消防設備士甲種又は乙種第4類
又は乙種第7類、又は消防設備点検資格者第2種

(その他)

第8条 場内は現在、稼動中であり運転に支障を来たさないようにすること。

1 整備作業に必要な雑材は受託者が用意する。

2 整備作業に際して、整備箇所の調査確認を行い、市担当者との打ち合わせのうえ、必要な材料の手配を行うこと。

3 本業務履行に際し、不要品が発生した場合は適正に処分を行うこと。

4 第6条に記載の整備作業を除き、点検の際に交換が必要と判明した場合は、当該物品を市担当者が発注購入できるように、受注者がメーカー名、型番、仕様、オプション等の情報を速やかに市担当者に報告すること。また、現行品がない場合は、受注者が現場に設置できる後継品または代替品を選定し、同様に報告書に記載すること。

5 点検業務は土日祝日、年末年始を除く平日に行うこと

6 受注者は、委託契約締結後速やかに現場代理人を選任し、経歴書及び資格免状の写しを添えて提出すること。なお、現場代理人は点検時に常駐すること。

7 当該業務に係る官公庁等への手続きは、すべて受注者が行うこと。

8 消防設備の操作や感知器等が誤動作した場合の対処を問い合わせることがあり、その回答をすること。

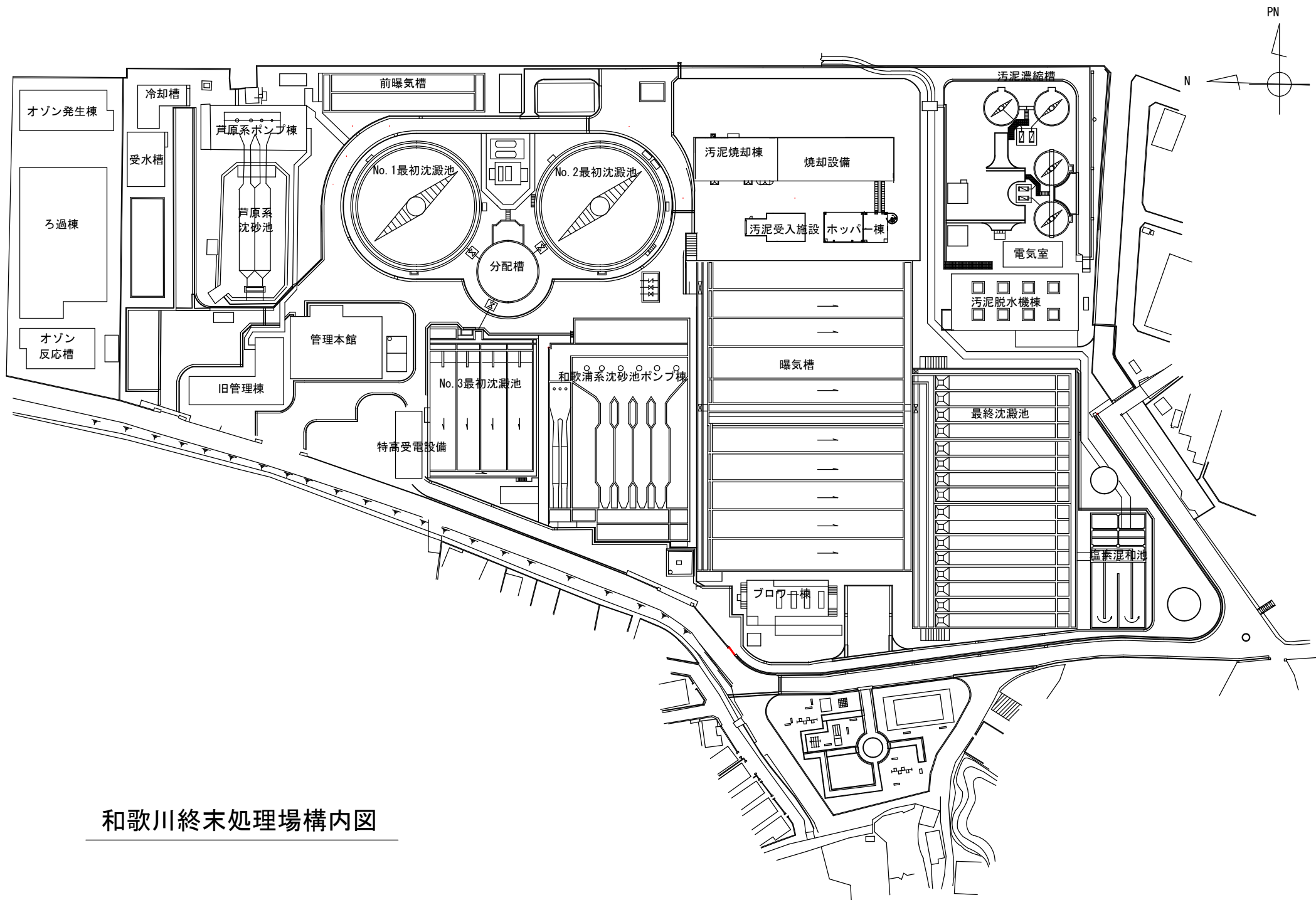
9 整備業務に際し、電線管等の付属品の改修が必要な場合はそれを含む。

10 点検報告書は前期分、後期分、それぞれの点検完了後、速やかに提出すること。

11 委託業務は、すべて本市の確認に合格すること。

(疑義)

第9条 本仕様書に疑義を生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとする。



和歌川終末処理場構内図

業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、和歌川終末処理場防災設備点検業務委託（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年 月 日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、 , 円（消費税及び地方消費税分 , 円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるとき、委託業務の履行状況について調査を行い、乙に対して報告を求め、乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（乙の債務不履行）

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その不履行分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、前項の規定に準じ、甲の確認を受けなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、委託業務のすべてについて完了した後に、前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつて

はその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団関係者(暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「契約者等」という。)に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、

各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。)を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第17条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第19条 乙は、委託業務の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、その委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第20条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めるときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第21条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めるときは、前条第2項の規定を準用する。

（合意管轄）

第22条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（補則）

第23条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。

一 般 仕 様 書

(適用)

第1条 この仕様書は、芦原中継ポンプ場及び和歌浦ポンプ場防災設備点検整備業務委託（以下「委託業務」という。）を行うものに適用する。

(目的)

第2条 この委託業務は、防災設備等の機能維持を図るために、当該機器の点検調整を行い、あわせて劣化及び磨耗等について技術的評価を行うものである。

(法令等の遵守)

第3条 受託者は、点検作業にあたり関係する法令、条例、規則（以下「関係法令等」という。）を遵守し合法的に行うものとする。

2 受託者は、消防設備士、電気工事士、その他資格等（資格、検定、認定等）を必要とする作業は、当該資格等を有するものに行わせるものとする。

3 「関係法令等」とは、河川法、計量法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、下水道法、騒音規制法、電気事業法、電波法、電気通信事業法、道路交通法、道路法、労働安全衛生法、労働基準法、その他関係する法令、条例及び規則をいう。

(基本事項)

第4条 この委託業務は、契約書、一般仕様書、特記仕様書及び添付図書に基づいて行う。

2 特記仕様書及び添付図書に記載された事項は、一般仕様書に優先する。

3 一般仕様書、特記仕様書及び添付図書に明示されていない事項であっても、点検業務の性格上、当然必要なものは施工する。

4 仕様書等に疑義がある場合は、双方の協議によってこれを決定する。

(用語)

第5条 点検とは、機器の機能及び劣化の状態を調べることをいい、機器の機能に異常又は劣化がある場合は、必要により対応措置を判断することを含む。

2 調整とは、機器の状態を指定された性能、仕様等に適合するように整えることをいう。

3 技術的評価とは、機器の劣化や磨耗等について状況を評価し、機器の機能維持に必要な措置や機器の寿命等を判断することをいう。

(市係員)

第6条 市係員は、この一般仕様書に定めるもののほか、必要に応じ業務の履行に立会い、受託者に対し指示等を行うことができる。

(提出書類)

第7条 受託者は、契約後すみやかに、着手届、現場代理人届出書、経歴書、資格等

の写し、工程表を市係員に提出する。

2 受託者は点検終了後、完了届、報告書、作業写真を提出する。ただし、点検内容により市係員が別途、他の書類の提出を求めることができる。

(安全管理)

第8条 受託者は、点検作業にあたり、関係法令等を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努める。

2 受託者は、点検作業にあたり、酸素欠乏危険箇所及び薬液等の漏洩が予想される箇所、高所、地下並びに道路上での作業、その他、特に危険が予想される箇所では事故防止に努める。

3 受託者は、火気を使用する場合、十分な防火措置を講じる。

(作業時間)

第9条 点検作業の作業時間は市の規定に従う。ただし、時間外作業を行う場合は事前に係員に承認を得るものとする。

(点検用工器具等)

第10条 点検用工器具及び作業用消耗品は、原則として受託者が用意する。

(改修交換用品等)

第11条 改修交換用品等は、原則として受託者が用意する。

(点検作業用電力及び点検作業用水)

第12条 点検作業用電力及び点検作業用水は、原則として施設にあるものを使用する。

(工程等の打合せ)

第13条 受託者は、市係員と工程等について事前に打合せをする。

(作業立会い)

第14条 受託者は、原則として市係員又は当施設係員の立会いのもと点検作業を行う。

2 受託者は、自家用電気工作物の負荷設備となる部分を点検、改修、工事を行うときには、当施設の自家用電気工作物保安規程を遵守し、当電気主任技術者の監督及び指導のもと実施すること。

特記仕様書

(目的)

第1条 この仕様書は、芦原中継ポンプ場及び和歌浦ポンプ場防災設備点検整備業務委託を円滑適正に行うため、その業務要領を定めることを目的とするものである。

(業務の履行)

第2条 受託者は、消防用設備の機能を十分に達成できるよう、契約書、仕様書、その他関係書類に基づき、委託者係員（以下「係員」という。）の指示に従い、能率的、経済的、かつ完全に業務を履行しなければならない。

(業務場所の所在地及び名称)

第3条 (施設名称)	(所在地)
1 芦原中継ポンプ場	和歌山市雄松町6丁目36番
2 和歌浦ポンプ場	和歌山市和歌浦東4丁目655番

(点検業務の内容)

第4条

1 点検業務内容

- (1) 消防法による、総合点検（年1回）、外観点検及び機能点検（6か月点検）
- (2) 消防署等の所定の様式による、報告書及び届出書の作成
- (3) 点検整備業務写真、不良内容報告書の作成
- (4) 建築基準法による非常用照明の確認（年1回）
- (5) 点検時において係員の指示による、不具合の改修と軽微な修繕
- (6) 点検時において係員の指示による、不良箇所の調査及び見積書の作成
- (7) 契約期間中もしくは完了後一年以内に、この委託業務に基づく故障が生じたときは、係員の指示にしたがい速やかに無償にて補修又は取り替えを行うものとする。

(設備概要)

第5条

1 芦原中継ポンプ場

名称	品名・仕様	数量	
自動火災報知設備	複合受信機	8L/10L	1台
	発信機	P形1級	7台
	感知器	差動式スポット型	9個
		定温式スポット型	5個
		光電式スポット型	27個
非常電源	DC24V 3.5Ah	1式	
防排煙設備	連動制御器	複合盤 1L/10L	1台
	自動起動装置		5台
	自動開錠装置		3台

誘 導 灯	避難口 C 級		19 台
	通路 C 級		2 台
粉 末 消 火 設 備	加圧式消火剤貯蔵容器	45kg	3 台
消 火 器 具	ABC 粉末 10 型		18 本
	ABC 粉末 20 型		1 本
	泡 100 型		1 台
	二酸化炭素 5 型		3 本
非常用照明	蛍光灯		80 台

2 和歌浦ポンプ場

名 称	品 名 ・ 仕 様		数 量
自動火災報知設備	受 信 機	3L / 5L	1 台
	発 信 機	P 形 2 級	2 台
	感 知 器	差動式スポット型	9 個
		定温式スポット型	7 個
		光電式スポット型	1 個
非 常 電 源	DC24V 0.225Ah	1 式	
誘 導 灯	避難口 C 級		4 台
	通路 C 級		2 台
消 火 器	ABC 粉末 10 型		5 本
非常用照明	蛍光灯		10 台

(整備業務)

第 6 条

1 整備内容

- (1) 芦原中継ポンプ場 1 階沈殿池北東通用口 誘導灯 (避難口小型) 1 台の取替
・当該誘導灯 (後継機種) は和歌山市が支給する。

(資格等注意事項)

第 7 条 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) 及び消防法施行規則 (昭和 36 年自治省令第 6 号) に規定する消防用設備等の法定保守点検を行うのに必要な資格を有するすべての者を直接雇用しており、次の (1) から (6) までの資格を有した者を履行場所に配置できること。ただし、複数の資格を有する者を配置することは妨げない。

- (1) 消防設備士甲種又は乙種第 3 類、又は消防設備点検資格者第 1 種
- (2) 消防設備士甲種又は乙種第 4 類、又は消防設備点検資格者第 2 種
- (3) 消防設備士乙種第 6 類、又は消防設備点検資格者第 1 種
- (4) 消防設備士甲種又は乙種第 4 類又は乙種第 7 類、又は消防設備点検資格者第 2 種

- 2 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に規定する第1種電気工事士免状の交付を受けている者を直接雇用し、業務の履行場所に配置できること。

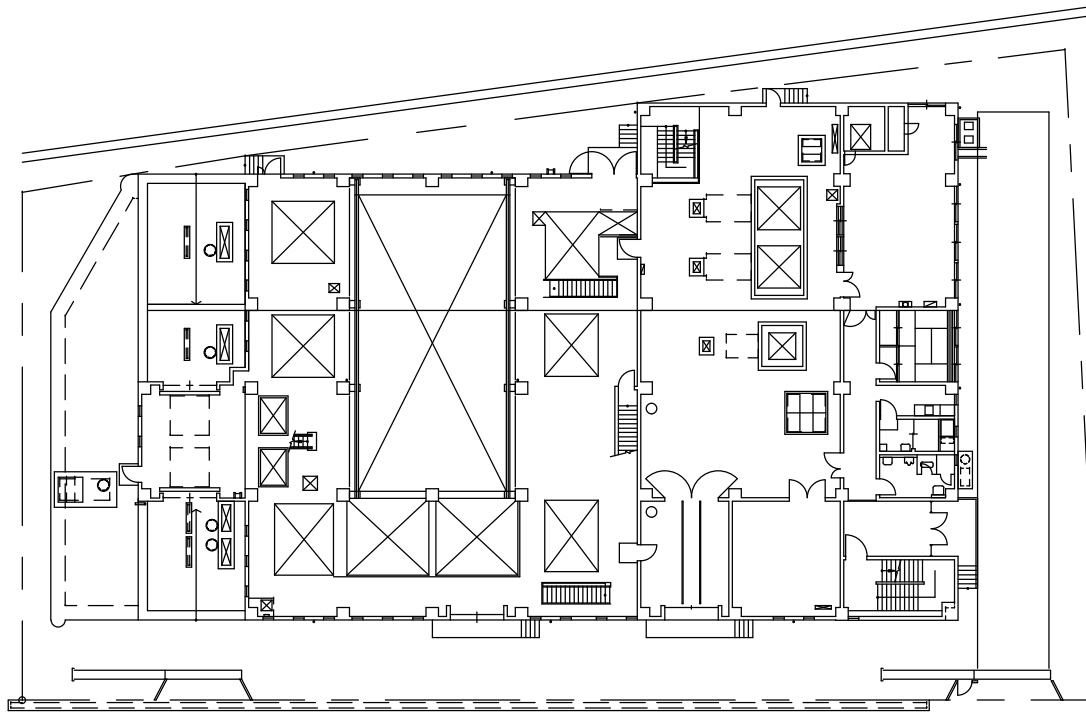
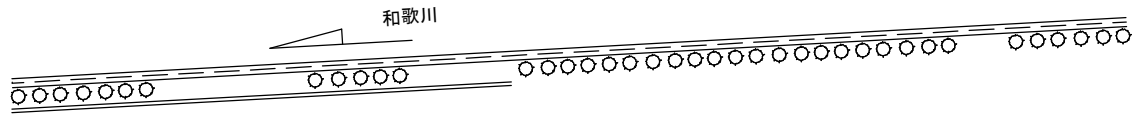
（その他）

第8条 場内は現在、稼動中であり運転に支障を来たさないようにすること。

- 1 整備作業に必要な雑材は受託者が用意する。
- 2 整備作業に際して、整備箇所の調査確認を行い、市担当者と打ち合わせのうえ、必要な材料の手配を行うこと。
- 3 本業務履行に際し、不要品が発生した場合は適正に処分を行うこと。
- 4 第6条に記載の整備作業を除き、点検の際に交換が必要と判明した場合は、当該物品を市担当者が発注購入できるように、受注者がメーカー名、型番、仕様、オプション等の情報を速やかに市担当者に報告すること。また、現行品がない場合は、受注者が現場に設置できる後継品または代替品を選定し、同様に報告書に記載すること。
- 5 点検業務は土日祝日、年末年始を除く平日に行うこと
- 6 受注者は、委託契約締結後速やかに現場代理人を選任し、経歴書及び資格免状の写しを添えて提出すること。なお、現場代理人は点検時に常駐すること。
- 7 当該業務に係る官公庁等への手続きは、すべて受注者が行うこと。
- 8 消防設備の操作や感知器等が誤動作した場合の対処を問い合わせることがあり、その回答をすること。
- 9 整備業務に際し、電線管等の付属品の改修が必要な場合はそれを含む。
- 10 点検報告書は前期分、後期分、それぞれの点検完了後、速やかに提出すること。
- 11 委託業務は、すべて本市の確認に合格すること。

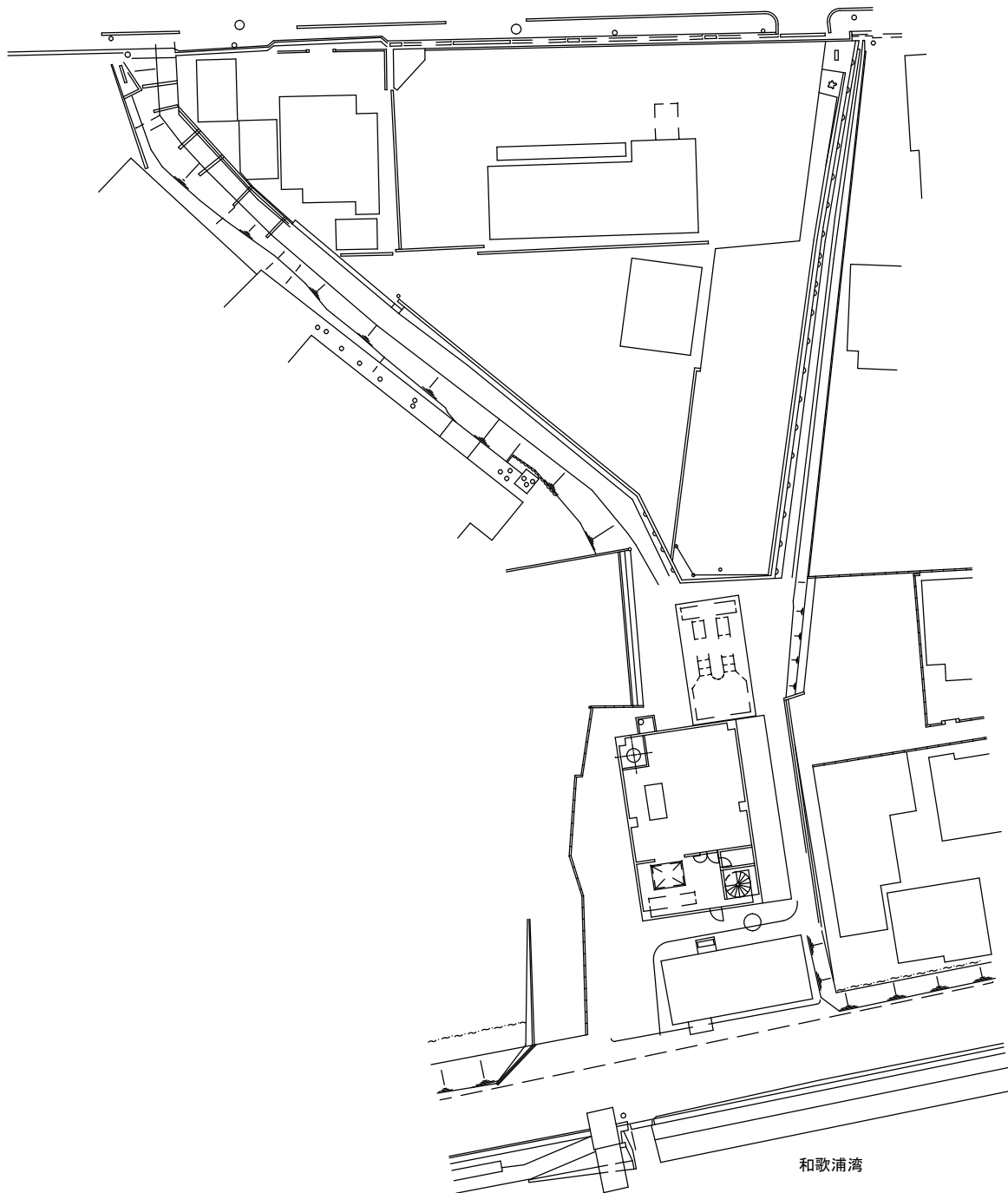
（疑義）

第9条 本仕様書に疑義を生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとする。



和歌山市雄松町6丁目36番

施設名	芦原中継ポンプ場		
図面名称	全体配置図		
縮尺		単位	
和歌山市企業局下水道部			



和歌浦湾

和歌山市和歌浦東4丁目655番

施設名	和歌浦ポンプ場		
図面名称	全体配置図		
縮尺		単位	
和歌山市企業局下水道部			

業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、芦原中継ポンプ場及び和歌浦ポンプ場防災設備点検整備委託（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年 月 日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、 , 円（消費税及び地方消費税分 , 円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるとき、委託業務の履行状況について調査を行い、乙に対して報告を求め、乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（乙の債務不履行）

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その不履行分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、前項の規定に準じ、甲の確認を受けなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、委託業務のすべてについて完了した後に、前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつて

はその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団関係者(暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「契約者等」という。)に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、

各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。)を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第17条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第19条 乙は、委託業務の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、その委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第20条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めるときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第21条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めるときは、前条第2項の規定を準用する。

（合意管轄）

第22条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（補則）

第23条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

乙

一 般 仕 様 書

(適用)

第1条 この仕様書は、和歌川終末処理場脱色施設防災設備点検業務委託（以下「委託業務」という。）を行うものに適用する。

(目的)

第2条 この委託業務は、防災設備等の機能維持を図るために、当該機器の点検調整を行い、あわせて劣化及び磨耗等について技術的評価を行うものである。

(法令等の遵守)

第3条 受託者は、点検作業にあたり関係する法令、条例、規則（以下「関係法令等」という。）を遵守し合法的に行うものとする。

2 受託者は、消防設備士、電気工事士、その他資格等（資格、検定、認定等）を必要とする作業は、当該資格等を有するものに行わせるものとする。

3 「関係法令等」とは、河川法、計量法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、下水道法、騒音規制法、電気事業法、電波法、電気通信事業法、道路交通法、道路法、労働安全衛生法、労働基準法、その他関係する法令、条例及び規則をいう。

(基本事項)

第4条 この委託業務は、契約書、一般仕様書、特記仕様書及び添付図書に基づいて行う。

2 特記仕様書及び添付図書に記載された事項は、一般仕様書に優先する。

3 一般仕様書、特記仕様書及び添付図書に明示されていない事項であっても、点検業務の性格上、当然必要なものは施工する。

4 仕様書等に疑義がある場合は、双方の協議によってこれを決定する。

(用語)

第5条 点検とは、機器の機能及び劣化の状態を調べることをいい、機器の機能に異常又は劣化がある場合は、必要により対応措置を判断することを含む。

2 調整とは、機器の状態を指定された性能、仕様等に適合するように整えることをいう。

3 技術的評価とは、機器の劣化や磨耗等について状況を評価し、機器の機能維持に必要な措置や機器の寿命等を判断することをいう。

(市係員)

第6条 市係員は、この一般仕様書に定めるもののほか、必要に応じ業務の履行に立会い、受託者に対し指示等を行うことができる。

(提出書類)

第7条 受託者は、契約後すみやかに、着手届、現場代理人届出書、経歴書、資格等

の写し、工程表を市係員に提出する。

2 受託者は点検終了後、完了届、報告書、作業写真を提出する。ただし、点検内容により市係員が別途、他の書類の提出を求めることができる。

(安全管理)

第8条 受託者は、点検作業にあたり、関係法令等を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努める。

2 受託者は、点検作業にあたり、酸素欠乏危険箇所及び薬液等の漏洩が予想される箇所、高所、地下並びに道路上での作業、その他、特に危険が予想される箇所では事故防止に努める。

3 受託者は、火気を使用する場合、十分な防火措置を講じる。

(作業時間)

第9条 点検作業の作業時間は市の規定に従う。ただし、時間外作業を行う場合は事前に係員に承認を得るものとする。

(点検用工器具等)

第10条 点検用工器具及び作業用消耗品は、原則として受託者が用意する。

(改修交換用品等)

第11条 改修交換用品等は、原則として受託者が用意する。

(点検作業用電力及び点検作業用水)

第12条 点検作業用電力及び点検作業用水は、原則として施設にあるものを使用する。

(工程等の打合せ)

第13条 受託者は、市係員と工程等について事前に打合せをする。

(作業立会い)

第14条 受託者は、原則として市係員又は当施設係員の立会いのもと点検作業を行う。

2 受託者は、自家用電気工作物の負荷設備となる部分を点検、改修、工事を行うときには、当施設の自家用電気工作物保安規程を遵守し、当電気主任技術者の監督及び指導のもと実施すること。

特記仕様書

(目的)

第1条 この仕様書は、和歌川終末処理場脱色施設防災設備点検業務委託を円滑適正に行うため、その業務要領を定めることを目的とするものである。

(業務の履行)

第2条 受託者は、消防用設備の機能を十分に達成できるよう、契約書、仕様書、その他関係書類に基づき委託者係員（以下「係員」という。）の指示に従い、能率的、経済的、かつ完全に業務を履行しなければならない。

(業務場所の所在地及び名称)

第3条 (施設名称) (所在地)
脱色施設 和歌山市塩屋5丁目3番41 和歌川終末処理場内

(点検業務の内容)

第4条

1 点検業務内容

- (1) 消防法による、総合点検（年1回）、外観点検及び機能点検（6か月点検）
- (2) 消防署等の所定の様式による、報告書及び届出書の作成
- (3) 点検業務写真、不良内容報告書の作成
- (4) 建築基準法による非常用照明の確認（年1回）
- (5) 点検時において係員の指示による、不具合の改修と軽微な修繕
- (6) 点検時において係員の指示による、不良箇所の調査及び見積書の作成
- (7) 契約期間中もしくは完了後一年以内に、この委託業務に基づく故障が生じたときは、係員の指示にしたがい速やかに無償にて補修又は取り替えを行うものとする。

(設備概要)

第5条

名称	品名・仕様		数量
自動火災報知設備	複合受信機	7L/10L	1台
	感知器	差動式スポット型	67個
		定温式スポット型	46個
		光電式スポット型	23個
	発信器	P型1級	6台
非常電源	DC24V 0.6Ah	1式	
誘導灯	避難口C級		11台
	通路C級		2台
非常放送設備	放送設備	2L/20L（他棟含む17L）	1台

	電源装置	DC24V 6.0Ah×2	1式
	スピーカー		14台
粉末消火設備	加圧式粉末消火剤貯蔵容器	45kg	2台
消火器具	ABC10型		25本
	ABC20型		1本
非常用照明	蛍光灯		35台

(整備業務)

第6条

1 整備内容

(1) 当初の整備予定はありません。

(資格等注意事項)

第7条 消防法（昭和23年法律第186号）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）に規定する消防用設備等の法定保守点検を行うのに必要な資格を有するすべての者を直接雇用しており、次の（1）から（6）までの資格を有した者を履行場所に配置できること。ただし、複数の資格を有する者を配置することは妨げない。

- (1) 消防設備士甲種又は乙種第3類、又は消防設備点検資格者第1種
- (2) 消防設備士甲種又は乙種第4類、又は消防設備点検資格者第2種
- (3) 消防設備士乙種第6類、又は消防設備点検資格者第1種
- (4) 消防設備士甲種又は乙種第4類又は乙種第7類、又は消防設備点検資格者第2種
- (5) 電気工事士免状又は電気主任技術者免状を併せ持つ消防設備士甲種又は乙種第4類又は乙種第7類、又は消防設備点検資格者第2種

(その他)

第8条 場内は現在、稼動中であり運転に支障を来たさないようにすること。

- 1 整備作業に必要な雑材は受託者が用意する。
- 2 整備作業に際して、整備箇所の調査確認を行い、市担当者との打ち合わせのうえ、必要な材料の手配を行うこと。
- 3 本業務履行に際し、不要品が発生した場合は適正に処分を行うこと。
- 4 第6条に記載の整備作業を除き、点検の際に交換が必要と判明した場合は、当該物品を市担当者が発注購入できるように、受注者がメーカー名、型番、仕様、オプション等の情報を速やかに市担当者に報告すること。また、現行品がない場合は、受注者が現場に設置できる後継品または代替品を選定し、同様に報告書に記載すること。
- 5 点検業務は土日祝日、年末年始を除く平日に行うこと
- 6 受注者は、委託契約締結後速やかに現場代理人を選任し、経歴書及び資格免状の写しを添えて提出すること。なお、現場代理人は点検時に常駐すること。
- 7 当該業務に係る官公庁等への手続きは、すべて受注者が行うこと。
- 8 消防設備の操作や感知器等が誤動作した場合の対処を問い合わせることがあり、その

回答をすること。

9 整備業務に際し、電線管等の付属品の改修が必要な場合はそれを含む。

10 点検報告書は前期分、後期分、それぞれの点検完了後、速やかに提出すること。

11 委託業務は、すべて本市の確認に合格すること。

(疑義)

第9条 本仕様書に疑義を生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとする。

業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、和歌川終末処理場脱色施設防災設備点検業務委託（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年 月 日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、 , 円（消費税及び地方消費税分 , 円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるとき、委託業務の履行状況について調査を行い、乙に対して報告を求め、乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（乙の債務不履行）

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その不履行分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、前項の規定に準じ、甲の確認を受けなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、委託業務のすべてについて完了した後に、前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあって

はその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団関係者(暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「契約者等」という。)に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、

各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。)を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第17条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第19条 乙は、委託業務の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、その委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第20条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めるときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第21条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めるときは、前条第2項の規定を準用する。

（合意管轄）

第22条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（補則）

第23条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。

質問・回答について

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 委 託 名 称 | 和歌川終末処理場防災設備点検業務委託・芦原中継ポンプ場及び和歌浦ポンプ場防災設備点検整備業務委託・和歌川終末処理場脱色施設防災設備点検業務委託 |
| 2 | 委 託 番 号 | 38・39・40 |
| 3 | 担 当 課 | 終末処理場管理課 |

4 質 問 及 び 回 答

- (1) 質問は、文書で提出してください。提出は持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、電話によるものは受け付けません。ただし、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより質問書を提出した場合は、着信を確認してください。
- (2) 提出先は、公告文等についての質問は契約課調達班、仕様書等についての質問は担当課となります。（入札説明書4参照）
- (3) 質問の提出の受付は、公告日から令和8年6月5日（和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第62号）第1条に規定する休日を含まない。）までの執務時間中（8時30分から17時15分まで）とします。
- (4) 回答については、できるだけ速やかに和歌山市企業局のホームページに掲示します。